

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求はお済みですか

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

令和7年4月から戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十二回特別弔慰金)の請求を受け付けています。まだ請求がお済みでない方は早めに手続きをお願いします。詳しくは、町民福祉課福祉担当へお問合せください。

【支給対象者】

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日(基準日)時点「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

①令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※死亡当時の生計関係などにより順番が変わります。

④上記以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

【支給内容】

額面275,000円、5年償還の記名国債

【請求期間】

令和10年3月31日まで ※この期間を過ぎると請求できなくなりますのでご注意ください。

【留意事項】

- 特別弔慰金はご遺族を代表するお一人が受け取るもので、ご遺族間の調整は記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。
- 令和7年4月1日以降に請求をされた方には順次国債を交付していますので、改めて請求する必要はありません。
- 請求を受け付けてから国債の交付までにかかる期間は12か月から18か月程度です。
- 令和7年12月1日よりマイナポータルサービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)による請求が可能となりました。詳しくは、町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

神川町シルバー人材センター 会員募集

60歳以上(令和7年4月現在)で就業していただける方を随時募集しています。ご興味のある方はお問合せください。

業務内容 除草、枝切り等

問合せ 神川町シルバー人材センター ☎0495-77-1769



広告

広告は、広告主の責任において町が掲載したものです。

ねんきんだより 国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

問合せ 保健健康課 年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(産前産後期間)は国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間が免除されます。

【手続きをするメリット】

- 産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- 産前産後期間は付加保険料が納付できます。
- 産前産後期間の保険料を納付している場合、全額還付(返金)されます。

【対象者】 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方(任意加入期間は対象外)

【届出時期】 出産予定日の6か月前から届出可能

【届出先】 保健健康課

【添付書類】 母子健康手帳など

※出産後は原則不要です。ただし別世帯の子の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。

年金事務所への問合せはこちら

熊谷年金事務所 ☎048-522-5012

熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号 ☎0570-05-4890

※年金事務所の相談窓口は非常に混雑していますので、事前にご予約をお願いします。

かみかわ町長コラム



神川町長 櫻澤 晃

2025年振り返って

昨年1年間は町でも様々な出来事がありました。2月20日には、神泉矢納地区で林野火災が発生し約1ヘクタールの山林を焼失しました。消火活動は、防災ヘリ、広域消防本部、神川町消防団が迅速、的確な対応を行い最小限の被害に食い止めました。心から御礼申し上げます。

3月は渡瀬小学校が150年以上に渡る歴史に幕を閉じました。卒業生からは残念、寂しいなどの声も聞かれましたが、在校生や保護者、地域の皆様の温かいご支援、ご協力により、児童は4月からスクールバスにより青柳小学校への通学が始まりました。

11月には旧神川町と旧神泉村の合併20周年記念式典が挙行されました。旧神泉地区は過疎化や高齢化が進む一方、令和4年にオープンした「神泉総合支所」と、隣接する「多目的交流施設」を中心に観光協会、民間のお力を借り、「にぎわい創出」が図られています。旧神川町では「デマンド乗合型交通」という新たな公共交通が始まり、移動手段の充実が図られました。今年多くの課題に向かい合い、1歩1歩町を前進させていきたいと思います。

